

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	オリコン株式会社			コード	4800				
提出日	2023/6/7	異動（予定）日		2023/6/28					
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため								
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）									

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	藤原 誠司	社外取締役	○													○	有
2	笹浪 恒弘	社外取締役	○													○	有
3	森川 幸	社外取締役	○													○	有
4	西島 聰	社外監査役	○											○		訂正・変更	有
5	石島 徹	社外監査役	○													○	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		藤原誠司氏は、人材開発や組織活性化について豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして特に人材開発の分野について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためです。また、当社の『社外取締役及び社外監査役の「独立性の判断基準』』で規定されている独立性基準のいずれにも該当せず、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれないと判断しております。
2		笹浪恒弘氏は、弁護士として企業法務に精通し、豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして特に企業法務について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためです。また、当社の『社外取締役及び社外監査役の「独立性の判断基準』』で規定されている独立性基準のいずれにも該当せず、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれないと判断しております。
3		森川幸氏は、弁護士として国際的な企業法務に精通し、豊富な知見を有しており、当該知見を活かして特に国際分野における企業法務について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためです。また、当社の『社外取締役及び社外監査役の「独立性の判断基準』』で規定されている独立性基準のいずれにも該当せず、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれないと判断しております。
4	西島聰氏は、(株)AGSコンサルティングの常務取締役であります。同社グループと当社との取引額は、直近事業年度において同社グループ総売上高の0.1%未満であり、特別の利害関係を生じさせる重要な重要性はありません。	西島聰氏は、直接経営に関与され、税理士であり、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しており、それらを社外監査役として当社の監査に反映していただくことを判断したためです。また、当社の『社外取締役及び社外監査役の「独立性の判断基準』』で規定されている独立性基準のいずれにも該当せず、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれないと判断しております。
5		石島徹氏は、金融機関出身であり、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しており、社外監査役として適切な助言をいただけるものと判断したためです。また、当社の『社外取締役及び社外監査役の「独立性の判断基準』』で規定されている独立性基準のいずれにも該当せず、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれないと判断しております。

4. 换算説明

社外取締役及び社外監査役の「独立性の判断基準」
当社取締役会は、以下のすべてに該当しない社外取締役及び社外監査役を独立性がある社外取締役及び社外監査役と判断する。
a.当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行者
b.当社グループの主要な取引先（過去3事業年度における年間取引額の平均額が連結売上高の2%を超える）である者若しくはその業務執行者、又は当社グループを主要な取引先（過去3事業年度における年間取引額が相手方の連結売上高の2%を超える）とする者若しくはその業務執行者
c.当社グループから役員報酬以外に多額（年間取引額が1,000万円又は相手方の連結売上高の2%のいずれか高いほうの額を超える）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合などの団体である場合は、当該団体に所属し当社グループを直接担当している者）
d.当社の主要株主（注1）（当該主要株主が法人である場合、当該法人の業務執行者）
e.当社グループの主要借入先（注2）の業務執行者
f.過去3年以内においてaからeに該当していた者
g.aからfに掲げる者（重要なない者を除く）の近親者（配偶者又は2親等以内の親族）
（注1）主要株主とは、自己又は他人の名義をもって総株主の議決権の10%以上の議決権を保有する株主
（注2）主要借入先とは、当社グループが借入をしている金融機関グループ（直接の借入先が属する連結グループに属するものをいう）であって、直前事業年度末における当社グループの当該金融機関グループからの全借入額が当社グループの連結総資産の5%を超える者
以上

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。